新	旧	備考
輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物に係る	輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物に係る	
取扱いについて	取扱いについて	
平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00040	平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00040	
沿革 (略)	沿革 (略)	
平成23年3月30日 一部改正		
 輸出貿易管理令 (昭和 24 年政令第 378 号。以下「輸出令」という。)	 輸出貿易管理令 (昭和 24 年政令第 378 号。以下「輸出令」という。)	
別表第1の16の項に該当する貨物の輸出若しくは仲介貿易(以下	別表第1の16の項に該当する貨物の輸出若しくは仲介貿易(以下	
「対象貨物の輸出等」という。)については、貿易一般保険契約を	「対象貨物の輸出等」という。)については、貿易一般保険契約を	
締結後、輸出者若しくは仲介貿易者(以下「輸出者等」という。)	締結後、輸出者若しくは仲介貿易者(以下「輸出者等」という。)	
が、輸出令第4条第1項第3号ロ及び第4号ロの規定に基づき経	が、輸出令第4条第1項第3号ロ及び第4号ロの規定に基づき経	
済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた若しくは仲	済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた若しくは仲	
介貿易者が、外国為替令 (昭和 55 年政令第 260 号) 第 17 条第 3	介貿易者が、外国為替令(昭和 55 年政令第 260 号)第 17 条第 3	
項第2号ロの規定に基づき経済産業大臣からの許可の申請をすべ	項第2号ロの規定に基づき経済産業大臣からの許可の申請をすべ	
き旨の通知を受けた(以下「インフォーム要件に該当した」とい	き旨の通知を受けた(以下「インフォーム要件に該当した」とい	
- う。)とき、若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いら	う。) とき、若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いら	
れるおそれがある場合を定める省令(平成 13 年経済産業省令第	れるおそれがある場合を定める省令(平成 13 年経済産業省令第	
249 号)の各号のいずれかに該当したとき若しくは外国相互間の	249 号) の各号のいずれかに該当したとき若しくは外国相互間の	
貨物の移動を伴う貨物の売買、賃借又は贈与に関する取引に係る	貨物の移動を伴う貨物の売買、賃借又は贈与に関する取引に係る	
貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を	貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を	
定める省令(平成 18年経済産業省令第 101 号)に該当した(以下	定める省令 (平成 18 年経済産業省令第 101 号) に該当した (以下	
「客観要件に該当した」という。)ときに、外国為替及び外国貿易	「客観要件に該当した」という。)ときに、外国為替及び外国貿易	
法(昭和 24 年法律第 228 号)第 48 条第 1 項若しくは第 25 条第	法(昭和 24 年法律第 228 号)第 48 条第 1 項若しくは第 25 条第	
4項の規定に基づく許可(以下「輸出等許可」という。)の申請に	4項の規定に基づく許可(以下「輸出等許可」という。)の申請に	
対して不許可処分(以下「補完的輸出規制による輸出等不許可処	対して不許可処分(以下「補完的輸出規制による輸出等不許可処	
分」という。)を受けた場合、又は輸出者等が「輸出貿易管理令第	分」という。)を受けた場合、又は輸出者等が「輸出貿易管理令第	
4条第1項第3号イ及び第4号イに規定する核兵器等の第3号イ	4条第1項第3号イ及び第4号イに規定する核兵器等の第3号イ	
及び第4号イに規定する開発等若しくは輸出貨物が核兵器等の開	及び第4号イに規定する開発等若しくは輸出貨物が核兵器等の開	
発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の別表に	発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の別表に	
掲げる行為のために輸出貨物等が用いられるおそれがあること等	掲げる行為のために輸出貨物等が用いられるおそれがあること等	
を輸出者等が知った場合の取扱いについて」(輸出注意事項 14 第	を輸出者等が知った場合の取扱いについて」(輸出注意事項 14 第	
17号)の規定に該当した(以下「補完規制報告の規定に該当した」	17号。以下「補完規制報告」という。)の規定に該当した(以下	
という。)ことに基づく報告を行った後に補完的輸出規制による輸	「 <u>ノウ要件</u> に該当した」という。)ことに基づく報告を行った後に	

出等不許可処分を受けた場合は、当該不許可処分は貿易一般保険 約款第4条第10号のてん補事由に該当することとし、日本貿易保 険は、輸出者等が下記の手続に従った場合には、当該事由により 輸出契約等に基づき貨物を輸出することができなくなったことに よる損失をてん補する責めに任ずる。

記

1 保険契約締結時

- (1) 輸出者等は、対象貨物の輸出等につき、インフォーム 要件に該当した又は客観要件に該当したことに基づく輸出 等許可の申請を行う必要はないことを確認し、保険契約締 結時までにインフォーム要件又は客観要件に該当したとき は、その旨を別紙様式により通知しなければならない。た だし、保険契約締結時までに輸出許可を取得した場合は、 この限りでない。
- (2) 輸出者等は、対象貨物の輸出等につき、補完規制報告 の規定に該当したことに基づく報告を行う必要はないこ とを確認し、保険契約締結時までにノウ要件に該当したと きは、その旨を別紙様式により通知しなければならない。 ただし、保険契約締結時までに輸出許可を取得した場合 は、この限りでない。
- (3) 保険契約締結時までにインフォーム要件又は客観要件に該当したときは、貿易一般保険手続細則又は貿易一般保険包括保険の特約書の規定に基づく保険の申込期限の起算日及び保険申込みの遅滞の起算日は、輸出契約等締結日(契約発効条件付の場合は当該契約発効日。)又は輸出許可取得日のいずれか遅い日とする。

2 保険契約締結以後

- (1) 輸出者等は、保険契約締結以後において、インフォーム 要件に該当した又は客観要件に該当したことに基づく輸出 許可の申請をした場合は当該申請をした日から1週間以内 にその旨を別紙様式により日本貿易保険に通知しなければ ならない。
- (2) 輸出者等は、補完規制報告の規定に該当したときであっ

補完的輸出規制による輸出等不許可処分を受けた場合は、当該不許可処分は貿易一般保険約款第4条第10号のてん補事由に該当することとし、日本貿易保険は、輸出者等が下記の手続に従った場合には、当該事由により輸出契約等に基づき貨物を輸出することができなくなったことによる損失をてん補する責めに任ずる。

記

1 保険契約締結時

- (1) 輸出者等は、対象貨物の輸出等につき、インフォーム 要件に該当した又は客観要件に該当したことに基づく輸出 等許可の申請を行う必要はないことを確認し、保険契約締 結時までにインフォーム要件又は客観要件に該当したとき は、その旨を別紙様式により通知しなければならない。た だし、保険契約締結時までに輸出許可を取得した場合は、 この限りでない。
- (2) 輸出者等は、対象貨物の輸出等につき、<u>ノウ要件</u>に該当したことに基づく報告を行う必要はないことを確認し、 保険契約締結時までにノウ要件に該当したときは、その旨 を別紙様式により通知しなければならない。ただし、保険 契約締結時までに輸出許可を取得した場合は、この限りで ない。
- (3) 保険契約締結時までにインフォーム要件又は客観要件に該当したときは、貿易一般保険手続細則又は貿易一般保険包括保険の特約書の規定に基づく保険の申込期限の起算日及び保険申込みの遅滞の起算日は、輸出契約等締結日(契約発効条件付の場合は当該契約発効日。)又は輸出許可取得日のいずれか遅い日とする。

2 保険契約締結以後

- (1) 輸出者等は、保険契約締結以後において、インフォーム 要件に該当した又は客観要件に該当したことに基づく輸出 許可の申請をした場合は当該申請をした日から1週間以内 にその旨を別紙様式により日本貿易保険に通知しなければ ならない。
- (2) 輸出者等は、ノウ要件に該当したときであって補完規制

- て補完規制報告の規定に基づき報告した場合は当該報告を した日から、1週間以内にその旨を別紙様式により日本貿 易保険に通知しなければならない。
- (3) 日本貿易保険は、輸出許可を取得した対象貨物の輸出については、補完的輸出規制による輸出不許可処分がなされ輸出契約等に基づき貨物を輸出することができなくなったことによる損失をてん補する責めに任ずる。

3 保険金支払請求時等

- (1) 日本貿易保険は、保険契約締結時までにインフォーム要件に該当した、客観要件に該当した又は補完規制報告の規定に該当したときは、保険契約締結以後に補完的輸出規制による輸出不許可処分がなされ輸出契約等に基づき貨物を輸出することができなくなったことによる損失をてん補する責めに任じない。
- (2) 日本貿易保険は、輸出者等が1(1)(2)の規定に基づく 通知を怠った場合は当該保険契約を解除することができ る。
- (3) 日本貿易保険は、輸出者等が2の規定に基づく通知を怠った場合は、当該保険契約に係る保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは当該保険契約に係る保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は当該保険契約を解除することができる。
- (4) 保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書に輸出不 許可処分通知書、損失計算書、証拠書類その他必要な書類 を添えて日本貿易保険の本店に提出しなければならない。

附則

この改正は、平成23年4月1日から実施する。

- 報告の規定に基づき報告した場合は当該報告をした日から、1週間以内にその旨を別紙様式により日本貿易保険に通知しなければならない。
- (3) 日本貿易保険は、輸出許可を取得した対象貨物の輸出については、補完的輸出規制による輸出不許可処分がなされ輸出契約等に基づき貨物を輸出することができなくなったことによる損失をてん補する責めに任ずる。

3 保険金支払請求時等

- (1) 日本貿易保険は、保険契約締結時までにインフォーム要件に該当した、客観要件に該当した又は<u>ノウ要件</u>に該当したときは、保険契約締結以後に補完的輸出規制による輸出不許可処分がなされ輸出契約等に基づき貨物を輸出することができなくなったことによる損失をてん補する責めに任じない。
- (2) 日本貿易保険は、輸出者等が1(1)(2)の規定に基づく 通知を怠った場合は当該保険契約を解除することができ る。
- (3) 日本貿易保険は、輸出者等が2の規定に基づく通知を怠った場合は、当該保険契約に係る保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは当該保険契約に係る保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は当該保険契約を解除することができる。
- (4) 保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書に輸出不 許可処分通知書、損失計算書、証拠書類その他必要な書類 を添えて日本貿易保険の本店に提出しなければならない。

別紙

輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物に係る通知書

年 月 日

独立行政法人

日本貿易保険 御中

被保険者

(申込者)

住所

氏名

貿易一般保険契約(締結時・締結後)において、輸出貨物につ いて(インフォーム要件・客観要件・補完規制報告の規定)に該当する事 │いて(インフォーム要件・客観要件・ノウ要件)に該当する事由が発生し 由が発生しているので、下記のとおり通知します。

記

- 1. 保険契約の内容
 - (1)証券番号(*保険契約締結後のみ)
- (2) 締結(申込み) 年月日
- (3)品名
- (4)数量
- (5) 仕向地
- (6) 支払人
- (7)支払国
- (8)保証国
- 2. 通知事由の発生年月日
- 3. 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課 への輸出許可の申請年月日又は補完規制報告の規定に該当 したことに基づく報告年月日
- 4. 通知事由発生にいたった経緯

注:通知書の提出部数は、1通です。

別紙

輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物に係る通知書

年 月 日

独立行政法人

日本貿易保険 御中

被保険者

(申込者)

住所

氏名

貿易一般保険契約(締結時・締結後)において、輸出貨物につ ているので、下記のとおり通知します。

記

- 1. 保険契約の内容
 - (1)証券番号(*保険契約締結後のみ)
 - (2)締結(申込み)年月日
 - (3) 品名
 - (4)数量
 - (5) 仕向地
 - (6) 支払人
 - (7) 支払国
 - (8) 保証国
- 2. 通知事由の発生年月日
- 3. 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課 への輸出許可の申請年月日又はノウ要件該当の報告年月日
- 4. 通知事由発生にいたった経緯

注:通知書の提出部数は、2通です。